町内会長連絡協議会総会

今年度の町内会長連絡協議会総会が4月13日、観月台文化センターで開催され、64人の町内会長のみなさんに行政連絡員を委嘱しました。

今年度町内会長（敬称略）

藤田地区

駅前　羽賀　修一
錦町　本田林一郎
大町南　岡崎　長市
大町北　平舘　守
本町　紺野　徹
宮町南　穂苅　榮治
宮町北　紺野　芳雄
藤田宮前　佐藤　邦彦
藤田光陽　髙橋　勝
町東　佐々木　勇
宮東　佐藤　庄藏
鶉町　佐藤　道夫
上野　齋藤　幸男
石母田東　田口　俊昭
石母田表　阿部　善市
石母田北　千田　操
石母田原　菊地　勝芳
石母田西　佐藤　秀利
山崎北　八島　博正
滝山　高橋　仁一
小林　斎藤　紀次
山崎館　吉田　清
山崎小館　佐藤　栄一
山崎宮舘　小室　正利
山崎沢田　吉田　勉
宮前　齊藤　広勝
源宗山東　奥山　廣一
源宗山西　中村由紀夫
源宗山北　尾形　孝一
大坂　高村　義孝
山崎耕谷　黒田　健治
板橋　大貫　芳男
板橋南　蒲倉　孝

小坂地区

小坂　冨塚　康弘
太田川　安藤　信男
前田　古溝　忠一
泉田上　安孫子孝由

森江野地区

泉田中　目黒　浩一
泉田下　阿部　正幸
鳥取　遠藤　一夫
内谷西　熊坂　謙一
内谷東　熊坂　文男
第1　佐久間隆康
第2　佐藤　春男
第3　武田　智
第4　吉田　和博
徳江北　齋藤　敬一
第7　佐藤　一彦
第8　佐野　正弘
第9　大波　直衛
第10　菊地　庄一
第11　寺島　和司
第12　佐久間祥一

大木戸地区

貝田　阿部　初男
光明寺　星野　正博
高城　長谷川敏朗
大木戸　松浦　万助
山根　浅野　富男

大枝地区

原町　佐藤　誠治
築館　松浦　政浩

退職された町内会長へ感謝状

町内会長としてご尽力いただき、退職された方へ感謝状が贈呈されました。（敬称略）

		勤続年数
錦町	國分　幹郎	1年
藤田富前	大波　努	2年
藤田光陽	本多　剛	1年
町東	鈴木　豊	1年
石母田西	齋藤　正康	1年
山崎北	浅野　守	2年
山崎富舘	後藤　輝雄	2年
宮前	遠藤　久江	1年
山崎耕谷	武田富士雄	2年
小坂	高野　繁治	7年
太田川	原田　武重	4年
泉田中	高橋　孝夫	4年
泉田下	山田　節夫	6年
内谷西	赤坂　齋	11年
第3	斎藤　一郎	2年
徳江北	八巻　良一	4年
第7	本多　洋一	6年
第8	佐藤　信芳	2年
第9	村上　健一	2年
第11	八巻　正一	1年
第12	佐久間照男	1年
並柳	佐藤　弘利	
中部	玉手　雅之	
北部	佐藤　祐一	
川内	鈴木　力	
光明寺	渋谷　福重	19年
高城	蓬田　正	1年
原町	佐藤　徳夫	2年
築館	松浦　淳	2年
中部	瀬戸　安明	2年

町内会長連絡協議会会長に佐藤弘利さん

町内会長連絡協議会総会で、次のとおり役員が選出されました。（敬称略）

会長	佐藤　弘利
副会長	斎藤　紀次
会計	星野　正博
理事	岡崎　長市
理事	穂苅　榮治
理事	佐藤　庄藏
理事	阿部　善市
理事	蒲倉　孝
理事	安孫子孝由
理事	齋藤　敬一
理事	浅野　富男
理事	鈴木　力
監事	冨塚　康弘
監事	大波　直衛

電気柵の購入補助を行います

ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシなどの有害鳥獣による農作物や農業用施設等への被害を防止するため、電気柵を設置する生産者に対し補助金を交付します。

問産業振興課農林振興係　☎585-2986

■補助対象条件

- 電気柵の設置に要する資材購入費の補助を行います。
- 施設は5年以上の使用に耐える新品を使用してください。
- 新規設置の電気柵に限ります。
- 補助対象者は、町内に居住している生産者とします。
- 近隣農用地の生産者と共同での設置を検討し、できるだけ広い範囲で設置してください。

■交付の対象経費と補助率

対象経費	補助率
電気柵の設置に係る資材購入費	①農業用地の場合 対象経費の3分の2以内で限度額は**50,000**円
	②家庭菜園の場合 対象経費の3分の1以内で限度額は**30,000**円

■交付対象の農地

町内の農業用地 もしくは 家庭菜園

■申し込み方法

産業振興課に備え付けの申請用紙に、申込者氏名、計測した設置予定距離数等を記入のうえ、下記の書類を提出してください。

■提出書類

見積書、カタログ、設置予定場所の位置図

※令和5年4月以降で既に設置されている場合も対象となりますので、問い合わせください。

■その他注意事項

- 令和6年3月までに設置を完了し、町の確認検査を受ける必要があります。
- 完了報告書を町に提出する際、設置後の現場が確認できる写真の添付が必要です。
- 申請は原則として生産者1人につき同一年度内に1回までとします。
- 補助は予算の範囲内となります。詳細は問い合わせください。

マイナポイントの申し込みはお早めに！

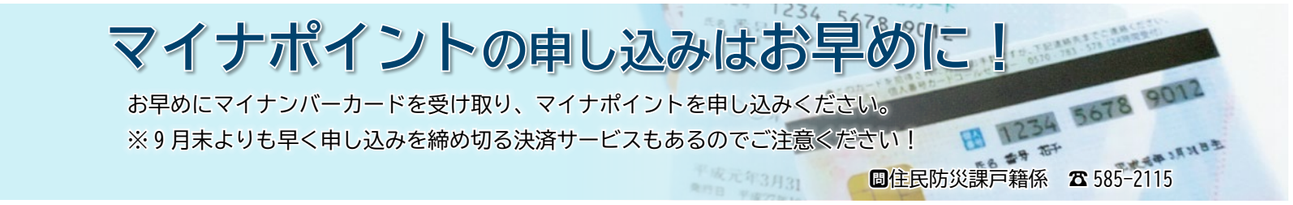

お早めにマイナンバーカードを受け取り、マイナポイントを申し込みください。

※9月末よりも早く申し込みを締め切る決済サービスもあるのでご注意ください！

問住民防災課戸籍係　☎585-2115

- マイナポイントの申し込み期限は**令和5年9月末**です。
- ポイントの申し込みには、令和5年2月末までに申請したマイナンバーカードが必要です。
  町から交付通知書が届いたら、お早めにカードを受け取ってください。
- ポイント申込期限（9月末）間際には **役場窓口が大変混雑します。**
  ※ポイント申込サイトも混雑することが予想されます。カードを受けとったらお早めにポイントを申し込みください。

詳しくは　マイナポイント　検索　または